

区分	事前審査	建築物		手数料(円)		
性能向上計画認定	新規	あり	一戸建ての住宅		5,200	
			共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分	1戸	5,200
					2～5戸	10,300
					6～10戸	17,500
					11戸以上	29,100
					複合建築物の非住宅部分	300㎡以内
				300㎡超え	17,900	
			非住宅建築物		300㎡以内	10,300
				300㎡超え	17,900	
			なし	一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)	
	その他のもの				37,100	
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)	1戸	19,100
					2～5戸	35,900
					6～10戸	51,900
					11戸以上	74,600
				その他のもの	1戸	37,100
					2～5戸	74,900
					6～10戸	105,400
					11戸以上	148,300
	複合建築物の非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)		300㎡以内	95,000	
				300㎡超え	121,000	
				その他のもの	300㎡以内	248,400
				300㎡超え	311,200	
		非住宅建築物		省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	95,000
					300㎡超え	121,000
	その他のもの			300㎡以内	248,400	
				300㎡超え	311,200	
	変更	あり	一戸建ての住宅		3,200	
			共同住宅等	住戸のみ、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分	1戸	3,200
					2～5戸	6,200
6～10戸					10,500	
11戸以上					17,500	
複合建築物の非住宅部分					300㎡以内	6,200
			300㎡超え	10,700		
非住宅建築物		300㎡以内	6,200			
		300㎡超え	10,700			
なし		一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)		10,100	
			その他のもの		19,200	
		共同住宅等	住戸のみ、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)	1戸	10,100
					2～5戸	19,000
					6～10戸	27,700
	11戸以上				40,200	
	その他のもの			1戸	19,200	
2～5戸				38,500		
6～10戸				54,500		
11戸以上				77,100		
複合建築物の非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	48,600			
		300㎡超え	62,300			
		その他のもの	300㎡以内	125,200		
		300㎡超え	157,400			
	非住宅建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	48,600		
			300㎡超え	62,300		
その他のもの		300㎡以内	125,200			
		300㎡超え	157,400			

※性能向上計画における他の建築物の適合性判定手数料は、性能向上計画認定の事前審査”あり”の額

※性能向上計画における他の建築物の手数料は、それぞれ別の申請があったものとみなして合算する

■建築物省エネ法関係手数料 - 2

令和5年4月1日 西尾市

区分	事前審査	建築物		手数料(円)			
適合性判定	新規	-	工場等	60,500			
			その他のもの	省令第1条第1項第1号ロ	121,000		
				その他の建築物	311,200		
	変更	-	工場等	31,100			
			その他のもの	省令第1条第1項第1号ロ	62,300		
				その他の建築物	157,400		
	軽微な変更	-	工場等	15,500			
			その他のもの	省令第1条第1項第1号ロ	31,100		
				その他の建築物	78,700		
基準適合認定	新規	あり	一戸建ての住宅		5,200		
			共同住宅等	1戸	5,200		
				2~5戸	10,300		
				6戸以上	17,500		
			非住宅建築物	300㎡以内	10,300		
				300㎡超え	17,900		
			なし	共同住宅等	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)	1戸	19,100
						2~5戸	35,900
						6戸以上	51,900
	建非 築住 物宅	省令第1条第1項第1号ロ		300㎡以内	95,000		
				300㎡超え	121,000		
				300㎡以内	248,400		
	その他のもの	1戸		37,100			
		2~5戸		74,900			
		6戸以上		105,400			
	建非 築住 物宅	省令第1条第1項第1号ロ	300㎡以内	95,000			
			300㎡超え	121,000			
			300㎡超え	311,200			

性能向上計画認定・基準適合認定に共用部分・非住宅部分がある場合の加算手数料

区分	事前審査	建築物の部分	手数料(円)	
			300㎡以内	300㎡超え
認定申請	あり	共用部分	10,300	17,900
		非住宅部分	10,300	17,900
	なし	共用部分	118,500	149,700
		非住宅部分	省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)	95,000
		その他の場合	248,400	311,200
変更認定申請	あり	共用部分	6,200	10,700
		非住宅部分	6,200	10,700
	なし	共用部分	60,300	76,600
		非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	48,600
		その他の場合	125,200	157,400